

防

災

用

品

購入費を一部補助します

1万円 を上限に 1/2 を補助

対象者

- 75歳以上の一人暮らし
- 介護保険の要介護4以上の認定
- 身体障害者手帳1級～2級
- 療育手帳Ⓐ又はA
- 精神障害者保健福祉手帳1級

購入・申請期間

令和6年5月1日(水)～令和6年12月27日(金)

※補助回数は対象者1名につき、1回限りです。

令和6年能登半島地震の発生を受け、いつ起こるかわからない災害に対する家庭での備えを進めていただくため、防災用品購入の補助金を交付します。

お問い合わせ 東広島市総務部危機管理課
TEL：082-420-0400

補助対象品目

- 非常用持出袋
- 発電機・蓄電池
- 懐中電灯・ランタン
- ラジオ
- 簡易トイレ
- テント・寝袋
- クーラーボックス
- 折りたたみ椅子
- カセットコンロ
- 家具転倒防止器具
- ヘルメット
- ガラス飛散防止フィルム
- 備蓄用水・食料
- 給水タンク・給水袋
- 携帯用浄水器
- ドライシャンプー
- 消火器・火災報知器
- 感震ブレーカー
- 防犯ブザー・笛
- 軍手・ロープ
- 救急セット
- 土のう袋
- ビニールシート
- 車椅子牽引棒

等

※一覧にないものでも補助対象になる場合があります。
危機管理課までご相談ください。

申請場所

危機管理課(市役所本庁3階)
各支所地域振興課、各出張所

申請方法

電子申請・直接申請場所へ持参
危機管理課へ必要書類を郵送
(〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
東広島市総務部危機管理課宛)
※代理申請も可能です。
電子申請はこちらから→



補助の流れ

1

購入する防災用品の選定

見積書・カタログ等の準備 ※必要な場合



2

補助金の申請

郵送・電子申請・直接持参

窓口：本庁危機管理課、各支所地域振興課、各出張所

3

提出書類の審査・補助決定



4

防災用品の購入

店舗購入・インターネット通販等



5

領収書・写真等の実績報告書類提出

6

実績報告書類の審査・補助金の確定



7

補助金の請求・振込口座の指定

8

補助金の振込

請求書を受理してから約1か月で振込



注意事項

- 申請は先着順で受け付けます。
- 持参の場合、窓口（本庁危機管理課、各支所地域振興課、各出張所）へ開庁時間内（17時15分まで）に提出されたものを、当日の申請として扱います。
- 郵送の場合は、市に到着した日を申請日として扱います。
- 電子、持参、郵送いずれの申請方法でも、申請日が同日であれば、同着として扱います。
- 申請は必要書類が全て揃ったもののみ、受け付けます。書類に不備があった場合、再提出となります。その間に他の申請があった場合は、そちらを先に受け付けます（※仮受付等はいりませんので、ご注意ください）。
- 予算上限に到達した日をもって、申請受付を締め切ります。到達日については、改めて市ホームページでお知らせします。
- 持参・郵送を問わず、予算上限を超えた日に申請があったものについては、一律に抽選を行い、受付順を決定します。
- 送料や手数料は補助対象外です。
- 申請時と購入時に金額の変更（軽微な変更※は除く）や購入品目の変更があった場合は、変更申請が必要になります。
※既交付決定額の20%以内の減額となるもの